

## 大磯町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大磯町道路占用料徴収条例（昭和 40 年大磯町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		単位	占用料
法第 32 条 第 1 項 第 1 号に掲 げる工作 物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,810
	第 2 種電柱		2,790
	第 3 種電柱		3,760
	第 1 種電話柱		1,620
	第 2 種電話柱		2,590
	第 3 種電話柱		3,560
	支線及び支線柱		740
	その他の柱類		160
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 mにつき
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	10
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,590
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	970
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1 個につき 1 年	3,240
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,360
	広告塔	表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	4,580
	その他のもの	占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	3,240

法第 32 条 第 1 項 第 2 号に掲 げる物件	外径が 0.07m 未満のもの		長さ 1 m につき 1 年	68
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの			97
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの			150
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの			190
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの			290
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの			390
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの			680
	外径が 0.7m 以上 1.0m 未満のもの			970
	外径が 1.0m 以上 2.0m 未満のもの			1,940
	外径が 2.0m 以上のもの			3,890
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設			占有面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	3,240
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲 げる施設	歩廊			150
	その他のもの			240
第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げ る施設	地下街及び地下 室	階数が 1 のもの		$A \times 0.005$
		階数が 2 のもの		$A \times 0.008$
		階数が 3 以上のもの		$A \times 0.01$
	上空に設ける通路			2,290
	地下に設ける通路			1,370
	その他のもの			240
法第 32 条 第 1 項 第 6 号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの			占有面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 日
	その他のもの		占有面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 月	460
政令第 7 条第 1 号 に掲げる 物件	看板（アーチで あるものを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 月	460
		その他のもの	表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	4,580
	標識		1 本につき 1 年	2,590
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催 しに際し、一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	46
		その他のもの	1 本につき 1 月	460

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	46
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	460
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,580
		その他のもの		2,290
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	460
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				320
前各項に該当しないもの			前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 7 Aとは、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1㎡単位価格をいうものとする。
- 8 算出した占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大磯町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

令和元年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄